

開発行為等事務手数料

開発行為許可申請等手数料				手数料の額(円)		適用
自己用の許可申請に伴うもの				居住用	業務用	
開発区域の面積が						市条例
0.1 ha 未満				8,600	13,000	
0.1 ha 以上 0.3 ha 未満				22,000	30,000	
0.3 " 0.6 "				43,000	65,000	
0.6 " 1.0 "				86,000	120,000	
1.0 " 3.0 "				130,000	200,000	市条例
3.0 " 6.0 "				170,000	270,000	
6.0 " 10.0 "				220,000	340,000	
10.0 "				300,000	480,000	
その他の許可申請に伴うもの						
開発区域の面積が						市条例
0.1 ha 未満					86,000	
0.1 ha 以上 0.3 ha 未満					130,000	
0.3 " 0.6 "					190,000	
0.6 " 1.0 "					260,000	
1.0 " 3.0 "					390,000	市条例
3.0 " 6.0 "					510,000	
6.0 " 10.0 "					660,000	
10.0 "					870,000	
開発行為の変更許可申請(設計変更)に伴うもの						
イ+ロ+ハ						市条例
イ(設計の変更)				許可申請料の1/10		
ロ(新たな土地の変更)				許可申請料と同額		
ハ(その他)				10,000		
市街化調整区域における建築物の特例許可申請に伴うもの					46,000	市条例
予定建築物以外の建築等許可申請に伴うもの					26,000	市条例
調整区域内の建築等申請に伴うもの						
敷地の面積が						市条例
0.1 ha 未満					6,900	
0.1 " 0.3 ha 未満					18,000	
0.3 " 0.6 "					39,000	
0.6 " 1.0 "					69,000	
1.0 "					97,000	市条例
開発許可を受けた地位の継承の承認申請に伴うもの				1ha未満	1ha以上	
自己用		居住用		1,700		市条例
		業務用	1,700	2,700		
自己用外				17,000		
開発登録簿の写しの交付手数料(1枚につき)					470	

宅地造成等に関する工事の中間検査申請手数料		手数料の額(円)	適 用
開発許可(みなし許可)における中間検査			
中間検査を行う部分の盛土等面積			市条例
1.0 ha以下		5,200	
1.0 ha超 2.0 ha 以内		8,400	
2.0 " 4.0 "		12,000	
4.0 " 7.0 "		20,000	
7.0 " 10.0 "		29,000	
10.0 "		38,000	

優良宅地造成認定申請手数料		手数料の額(円)	適 用
優良宅地造成認定に伴うもの			
造成宅地の面積が			市条例
0. 1 ha 未満 (1件につき)		86,000	
0. 1 ha 以上 0. 3 ha 未満		130,000	
0. 3 " 0. 6 "		190,000	
0. 6 " 1. 0 "		260,000	
1. 0 " 3. 0 " <td>390,000</td> <th rowspan="4">市条例</th>		390,000	市条例
3. 0 " 6. 0 "		510,000	
6. 0 " 10. 0 "		660,000	
10. 0 "		870,000	

優良住宅認定申請手数料		手数料の額(円)	適 用
優良住宅認定に伴うもの			
新築住宅の床面積の合計が			市条例
100 ㎡ 以下(1件につき)		6,200	
100 ㎡ を越え 500 ㎡ 未満		8,600	
500 " 2,000 "		13,000	
2,000 " 10,000 "		35,000	
10,000 " 50,000 "		43,000	
50,000 ㎡ を越えるとき		58,000	

諸証明手数料	手数料の額(円)	摘 要
その他諸証明	200	市条例